

日の出町個人情報保護法施行条例施行規則

令和5年3月1日

規則第15号

(趣旨)

第1条 この規則は、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号。以下「法」という。)、個人情報の保護に関する法律施行令(平成15年政令第507号。以下「令」という。)及び日の出町個人情報保護法施行条例(令和4年日の出町条例第17号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(条例第3条の規則で定める数)

第2条 条例第3条の規則で定める数は、100人とする。

(写しを交付する場合の費用等)

第3条 保有情報の写しの交付を請求されたときの費用は、別表に定める額とし、当該写しの送付に要する費用は、当該写しの送付に係る郵便料金に相当する額とする。

2 前項の費用は、前納とする。

(写しの送付に要する費用の納付方法)

第4条 令第28条第4項の規則で定める方法は、次に掲げる方法とする。

- (1) 納付書又は町長が定めるこれに類する証票で納付する方法
- (2) 写しの送付に係る郵便料金を切手により納付する方法
- (3) 情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律(平成14年法律第151号)第6条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により法第87条第3項の規定による申出をした場合において、当該申出により得られた納付情報により納付する方法
- (4) 現金により納付する方法

(本人の委任による代理人からの開示請求等に係る措置)

第5条 町長は、条例第7条の規定により本人の委任による代理人による開示請求、訂正請求又は利用停止請求が本人の意思であることを確認する場合は、本人に対して確認書(官公署の発行した身分証明書、免許書その他客観的に証明できる書面)を送付し、その返信をもって本人の意思を確認するものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律(令和3年法律第37号)附則第1条第7号に掲げる規定(同法第51条の規定

に限る。)の施行の日から施行する。

(日の出町個人情報保護条例施行規則の廃止)

- 2 日の出町個人情報保護条例施行規則（平成15年日の出町規則第22号）は、廃止する。

別表（第3条関係）

町政情報の種類	写しの作成の方法	金額
文書、図面及び写真	複写したもの（単色刷り）	1枚につき10円
	複写したもの（多色刷り）	1枚につき50円
電磁的記録	出力したもの（単色刷り）	1枚につき10円
	出力したもの（多色刷り）	1枚につき50円
	光ディスクに複写したもの	1枚につき100円

(備考)

- 1 電子複写機によって写しを作成する場合で、用紙の規格が日本産業規格A列3番までの用紙を用いるものとする。ただし、これを超える規格の用紙を用いたときの写しの枚数は、日本産業規格A列3番による用紙を用いた場合の枚数に換算して、算定する。
- 2 用紙の両面に印刷された文書、図画等については、片面を1枚として算定する。